

令和2年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(地方消費者行政関連)**

令和元年7月

大 阪 府

消費者被害が複雑化・多様化する中で、大阪府では、高齢消費者等の見守り強化や、若年者への消費者教育推進等に対し、府内市町村と連携して取り組んでいるところである。

国においては、地方消費者行政強化交付金を措置していただいているところであるが、本府及び府内市町村の取組の充実を図ることができるよう、必要な財源を継続的に確保し、財政面からさらにしっかりと支援するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるものとされたい。

1 地方消費者行政強化交付金の推進事業について、交付金の一般準則で認められている年限まで着実に事業が実施できるよう必要な財源を継続的に確保するとともに、令和2年度以降の新規事業についても対象としていただきたい。

- ・ 過去に国により措置された地方消費者行政活性化交付金及び地方消費者行政推進交付金により、府内の市はすべて消費者安全法に規定された消費生活センターの要件を満たすなど、府内の消費者行政の基盤整備が行われ、基礎的な消費者啓発・消費者教育は進んできた。
- ・ このような中、平成30年度より地方消費者行政推進交付金が地方消費者行政強化交付金に変更され交付金予算が大幅に削減されたことにより、府・府内市町村では、これまで整備してきた消費生活センターの相談員の人件費確保が難しくなり、消費者教育・啓発事業について交付金の一般準則で認められている年限よりも早く事業を打ち切ったり、縮小せざるを得ないなどといった状況が発生している。
- ・ 一方で、地方消費者行政の課題として、高齢消費者等の見守り強化、若年者への消費者教育推進等、複雑化・高度化した課題への新たな対応が求められている。
- ・ しかし、現行制度では、平成29年度までに採択された事業のみが交付金の対象であり、新規事業は対象とならないことから、平成30年度以後、新たに発生する課題への対応が困難になっている。
- ・ このため、府内の消費者行政の水準を維持し、充実を図るためには、必要な事業費が確保できるよう、国による財源支援を継続していただきたい。

2 地方の実情に応じた消費者行政を推進するため、地方消費者行政強化交付金について、強化事業及び推進事業ともに、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるメニューにしていきたい。具体的には、地方消費者行政のニーズに応じて、同交付金を、基盤整備や地方消費者行政の課題に活用できるものにしていただきたい。

- ・ 地方消費者行政の課題は、国として取り組むべきとして示されているものよりも、住民に身近なところで生じているものが多く、交付金は、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるものにしていただきたい。

【強化事業メニューと府・府内市町村のニーズとのずれの例】

① 消費者安全確保地域協議会の構築等

高齢者等の消費者問題に関する見守りの強化が重要であるという認識は一致しているが、当該協議会組織を構築することのできる市町村は数多くなく、地域の事情により当該協議会組織を構築できない場合でも、「見守りの強化」を図るための啓発事業などへの支援が必要である。

② 若年者への消費者教育の推進

「成年年齢引下げ」対応に関するものへの支援だけではなく、「消費者市民」育成のための幅広いものとする必要がある。

3 平成31年度から盛り込まれた、自主財源の増加率や交付金依存度に基づく推進事業の補助額削減及び強化事業の補助率の削減に関する基準については、自主財源の基となる地方交付税がそもそも地方固有の財源であり、各地方公共団体がそれぞれの責任と判断で用途を決定するものである、という考え方に反するものであり、地方の自主性を損なうものであることから、撤廃していただきたい。

- ・ 新たに盛り込まれた推進事業の補助額削減及び強化事業の補助率の削減に関する基準は、当初予算における自主財源（一般財源）の増加率や交付金依存度（消費者行政予算全体に対する交付金の割合）を基に設定されている。
- ・ 消費者庁はかねてから、地方に対し、地方消費者行政予算に関して、地方交付税措置している額に対して、地方で実際に予算措置されている自主財源（一般財

源)の増額を求めていたが、今後の地方における自主財源確保に向けた取組を推進するためとして、今回、このような基準を設けたものである。

- ・ しかしながら、地方交付税制度は、そもそも地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するもので、地方の固有財源とされており、その用途は、税収と同様、それぞれの地方公共団体が自由に決定できるものであるとされている。そのため、地方の行政需要に応じて、各地方公共団体がそれぞれの責任と判断で用途を決定するものである。
- ・ 各地方公共団体とも、行政需要が多様化する中、厳しい財政状況が続いており、自主財源の増額の多寡や交付金依存度により、地方へのペナルティのように交付金を削減する今回の制度改正は、地方消費者行政の円滑な推進や新たな課題への対応について、支障をきたすことになるため、撤廃が必要である。
- ・ また、本府では官民の連携を進めることにより、消費者行政の充実・強化を図っており、予算額のみを指標とした交付額を減額する制度改正には反対である。

令和元年7月

大阪府知事 吉 村 洋 文